

県南広域振興局長告示第 45 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が病院及び診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 6 月 9 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団仁愛会三神病院	一関市中央町二丁目 3 番 18 号	平成 18 年 4 月 30 日
医療法人社団仁愛会三神病院附属花泉診療所	一関市花泉町湧津字道下 18 番地 4	平成 18 年 2 月 28 日
医療法人社団仁愛会三神病院附属松川診療所	一関市東山町松川字滝の沢 213 番地 7	平成 18 年 2 月 28 日